

# 天理小学校いじめ防止対策基本方針

## 1. いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達が十分に遂げられていない児童にとっては、その成長の過程において何らかの理由により、どの児童もが被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考えを基に、いじめの撲滅を目指し、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応をしていきたい。

児童にとっての学校は、教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなければならない。児童一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合い、支え合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを進めていきたい。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、立派なようぼくとして、人間的に成長していける魅力ある学校づくりを目指していきたい。

### ※いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

## 2. いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

### (1) 「いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめのささいな兆候や懸念や、児童からの訴えを特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

※構成員：校長・教頭・教務主任・生活指導部長・特支部不登校担当・養護

教諭・各学年主任・該当学級担任・健康管理室心理士

(2)「いじめ・不登校対策委員会」の役割

ア) 設置目的

学校生活において、いじめ、不登校、授業の騒乱状態などの予防・調査・解決のために本委員会を設置する。

イ) 教職員への共通理解と意識啓発

年度初めの職員会議で「いじめ防止対策基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

委員会での意見を会議で共有し、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ) 児童や保護者に対する情報発信

学校だよりやホームページ等を通して、学校評価及び保護者アンケートの結果を発信する。

エ) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合には、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家・関係機関と連携して対応する。

問題が解消したと判断した場合にも、その後の児童の様子を見守り、継続的な経過観察・指導支援を行う。

### 3. いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア) 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ) 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ) 教育活動全体を通して、信条教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。

エ) 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについて

の理解を深め、ネットいじめの加害者及び被害者とならないよう継続的に指導する。

オ) 異学年集団活動や学級遊び等により、児童同士のつながりを深める機会を設ける。

カ) 「心と体の成長」を図るために、各学年の実態に応じた保健指導をする。

#### (2) いじめの早期発見の取組

ア) いじめアンケートを学期に1回実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。特にアンケートの後の個別の聞き取りに注力する。

イ) 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ) アンケートの結果を分析し、児童の実態把握に努める。

#### (3) いじめに対する措置

ア) いじめを発見し、通報を受けたら早急に校長に報告をする。校長は「いじめ・不登校対策委員会」を開き、具体的な役割分担を指示し、組織的な対応について協議する。

イ) 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ) 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。

エ) 全教職員、保護者、健康管理室と連携し、必要であれば警察署、児童相談所等の関係機関とも連絡を取って対応にあたる。

オ) いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ) ネット上のいじめについては、必要に応じて警察署等とも連携して対応にあたる。

キ) 被害児童及び加害児童について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

## 4. 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに学校本部に報告する。

(2) 学校が主体となって事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加え、公平中立

性を確保して対応する。

(3) 調査結果については、被害児童及び保護者に対して適切に情報を提供する。

## 5. 学校の取組に対する検証・見直し

(1) いじめ防止対策基本方針をはじめとする、いじめ防止等の取組みについては、概ね3年に一度、見直しを加えながら実効性のある取組みとなるようにする。

(2) いじめに関する調査やアンケートを実施し「いじめ・不登校対策委員会」で、いじめに関する本校の取組みの検証を随時行う。

(3) 教職員は、いじめ防止対策推進法は基より、いじめに関する様々な情報について研鑽を積み、見識を広げるよう努力していく。

平成26年4月1日策定

令和3年9月15日改定